

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

- ・やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出について
- ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★
  - (1) R7 年度申請事業者は必須!実績報告の受付は 8 月 31 日(月)まで
  - (2) R8 年度交付申請を受付中!未申請の事業者はお早めに
  - (3) アンケート御礼・FAQ 更新
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 事業計画書受付開始のお知らせ
- ・「経営コンサルタントによる個別相談～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～」
- ・「令和8年度 生産性向上セミナー ～よりよい介護現場のために業務改善でできること～」(動画配信)
- ・令和8年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第1回)
- ・「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内
- ◆受けてみませんか?《福祉サービス第三者評価》◆
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

令和8年7月1日発行 第264号

お知らせ

### ○やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出について

厚生労働省より、人員欠如減算のあるサービスについて、以下の通知が発出されました。

○介護保険最新情報 Vol.1502

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ&Aの発出について

詳しくは、「介護保険最新情報 Vol.1502」をご確認ください。

また、届出様式は都HP「東京都介護サービス情報」に掲載しております。



<介護保険最新情報 Vol.1502>



<東京都介護サービス情報>  
加算届掲載ページ

## ○★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

- (1) R7 年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月31日(月)まで
- (2) R8 年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに
- (3) アンケート御礼・FAQ 更新

(1) 令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付開始

令和7年度にご申請いただいた事業者は、**実績報告が必要**です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和7年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくこととなります。

**【令和7年度実績報告 受付期限】 8月31日(月)まで**

(2) 令和8年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

これまで多くのご申請をいただき、現場で従事されている介護職員の方からもご好評いただいております。未申請の法人におかれましては、お早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

**【令和8年度交付申請 受付期限】 12月28日(月)まで**

(3) アンケート御礼・FAQ 更新のお知らせ

先日まで実施しておりました本事業に関するアンケートへご協力いただき、ありがとうございました。(6月30日受付終了)

ご回答いただいたご意見等を参考にさせていただき、本事業をより活用しやすい事業にまいります。

また、ポータルサイトのFAQ 一覧表を更新いたしましたので、是非ご覧ください。

### ● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

#### 【事業概要】

○ 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

#### 【支給額】

○ 職員1人当たり年間最大24万円

(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

#### 【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

## ○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 事業計画書受付開始のお知らせ

### 申請区分(ア)福祉避難所及び申請区分(イ)災害時協定締結事業所にかかる

### 令和8年度事業計画書の受付を開始しました！

◇ 令和8年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業における申請区分(ア)福祉避難所、申請区分(イ)災害時協定締結事業所事業計画書の受付を令和8年7月1日に開始しました。

**今年度、申請区分(ア)もしくは(イ)で申請する法人は、事業計画書の提出が必須です。**

(単年度事業のため、継続して申請する宿舎についても毎年度の申請が必要です。)

なお、福祉避難所協定や災害時協定の締結については、事業所が所在する区市町村の高齢福祉・介護保険主管課へお問い合わせください。

◇ 今年度の申請にあたっては、東京都福祉保健財団のホームページに掲載している「助成金の手引」を必ず確認してください。

**申請を検討している法人向けのパンフレットや、書類の作成方法をまとめた「記入例集」もホームページからダウンロードできます。ぜひご参照・ご活用ください。**

↳申請区分(ア)<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/a/>

↳申請区分(イ)<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/i/>

◇ **事業計画書受付期間: 7月1日(水)~8月21日(金)(必着) 締切厳守**

**【令和7年度に助成を受けている法人は7月1日(水)~7月24日(金)(必着)】**

**早めの提出にご協力をお願いいたします。**

◇ **申請区分(ウ)災害要件なし事業所**については、**11月2日(月)**より交付申請の受付を開始します。

※申請区分(ウ)は事業計画書の提出はありませんが、年度の途中で申請区分を(ウ)から(ア)に変更する、もしくは(ウ)から(イ)に変更する予定がある場合は、事業計画書の提出が必要ですので、ご注意ください。

◇ 事業概要や書類の記入方法についての説明動画を公開しています。

掲載ページ(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>)よりご確認ください。

#### 【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

# ○「経営コンサルタントによる個別相談～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～」

お知らせ

公益財団法人東京都福祉保健財団

東京都  
補助事業

## 経営コンサルタントによる 個別相談

参加  
無料

～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～

介護現場の業務改善を行うには、プロジェクトチームを立ち上げる等、組織が一枚岩となって取り組むことが必要不可欠です。しかし、プロジェクトチームを結成したものの、実施方法や手順、組織全体での進め方など、悩まれている事業者さまもいらっしゃるのではないのでしょうか。

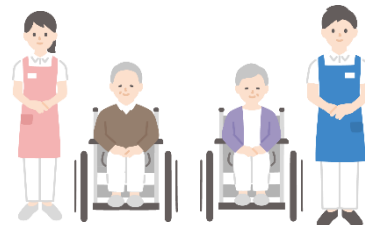
本事業では、そうした事業者さまを対象に、経営コンサルタントが計4回の個別支援を行い、業務改善をサポートいたします。

### 1 開催目的

都内の介護事業所に対して、生産性向上の取組に向けた「個別支援」の機会（訪問・オンライン・電話・メール等）を提供し、各事業所の業務改善を支援することで、事業所が介護サービスを効率的かつ継続的にを行うことを目的としています。

### 2 対象者

都内の介護保険法上の事業所



### 3 利用条件

- (1) 財団より令和8年8月4日より配信予定の生産性向上セミナーにお申込みいただき、セミナー動画を視聴すること。
- (2) 上記セミナー視聴後のアンケートに回答すること。
- (3) 法人は事業所の相談内容や課題をヒアリングし、本事業に参加する意思を確認の上、施設・事業所毎に申し込みをすること。
- (4) 組織の業務改善のため、プロジェクトチームを結成する等、組織全体で取り組む意向のある事業所であること。
- (5) コンサルタント支援を受けた後、取組事例を都内の事業所に紹介するために令和9年度以降の生産性向上セミナー等に際して、事例発表等の協力をするよう努めること。

### 4 個別相談の流れ

時期	事業所さま	コンサルタント
9月10日（木）	集合研修（オンライン）	相談支援
10月	4回の個別相談で一定の成果を出すために、各事業所における責任者及びプロジェクトメンバーを対象とし、実施します。詳細は参加決定時に通知します。	⚠️ 全4回、各回2時間 ⚠️ チームでご参加ください。 日時は柔軟に対応可能です。
⋮	ガイドラインを活用した課題の抽出	課題解決のための助言
	課題解決に向けた目標の設定	進捗管理
	改善活動 実施と振り返り、進捗の管理	改善活動の継続に向けたサポート
2月	振り返りと今後の業務改善を整理	

## 5 実施規模(上限)

### 20事業所

※同一法人で複数の事業所を申し込むことも可能ですが、お申込みが実施規模を超過した場合は採択されない場合がございます。

## 6 参加申込方法

「オンライン受付システム」にログインし、**施設・事業所毎**にお申込みください。

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>

申込期限：**令和8年8月16日(日曜日)**



オンライン受付システム

## 7 参加決定後の流れ

参加が決定した事業所については、締切後以下の日程(予定)までに、参加決定の通知をメールでお送りいたします。

参加決定通知送付日(予定)：**令和8年8月21日(金曜日)**

## 【事前説明会を開催します！！】

- 個別相談への参加を迷われている事業所様向けに、事前説明会を開催します●

日時：**令和8年7月9日(木曜日)13:00~14:00**

対象：個別相談へのお申込みを迷われている都内介護事業所の皆さま

定員：無し

参加方法：オンライン(Zoom)

説明会概要：本事業のコンセプト、エントリー方法、スケジュール概要、支援方法等



↓↓↓参加はこちらから↓↓↓

<https://us06web.zoom.us/j/85778092991?pwd=10YQwyTVREkqMAkQ7jN12cNxibm6OA.1>

ミーティング ID: 857 7809 2991

パスコード: 011115

事前説明会へのご参加は**事前申込不要、途中入退室可**ですので、お気軽にご参加いただけます！  
伴走支援いただくコンサルタントの方との質疑応答のお時間も設けておりますので、ぜひこの機会にご参加ください！

## 8 問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様を応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー担当) 高橋・南

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

メール：[genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp](mailto:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp)



個別相談(生産性向上)ホームページ

【詳細はこちら】<https://kaisapo-tokyo.jp/consulting-seisansei/>

# ○「令和8年度 生産性向上セミナー ～よりよい介護現場のために業務改善でできること～」(動画配信)

お知らせ

視聴無料

令和8年度

公益財団法人  
東京都福祉保健財団  
【介護現場改革促進事業】

## 生産性向上セミナー

～よりよい介護現場のために業務改善でできること～

東京都福祉保健財団では、都内介護事業所等の皆様に生産性向上が求められる背景や具体的な業務改善の手法をお伝えするためのセミナー(動画配信型)を開催します。

「介護現場における生産性向上」は、職場全体で業務の改善活動を実施し、利用者と接しない「間接業務時間」を効率化して活用可能な時間を創り、その時間で利用者支援を充実し介護サービスの質の向上を目指す取組です。

本セミナーでは、業務改善を通して介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくために、改善活動の進め方や実際に業務改善に取り組んだ事例のご紹介等、施設長やリーダー層の皆様が活動を進めるために役立つ情報をお伝えします。

今年度は新たに5つの事業所さまより、業務改善に取り組んだ現場の生の声をお届けします。  
昨年度お申込みいただいた施設・事業所の皆さまも、ぜひ、お申込みください！

### ○対象事業所、推奨する受講者

- (1)対象事業所  
都内介護事業所
- (2)推奨する受講者
  - ①経営者または施設長
  - ②現場で中心的な役割を果たすリーダー層の職員



### ○主な配信内容

- (1)介護現場における生産性向上の取組とは
- (2)業務改善に向けた具体的な取組紹介
- (3)業務改善の進め方
- (4)業務改善事例



### ○申込方法

オンライン受付システムにログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

【オンライン受付システム】 <https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>



オンライン  
受付システム

### ○申込締切

11月17日(火曜日)※最終締切



### 受講者の声

生産性向上という言葉聞いて難しいイメージを持っていましたが、身近なことが多い事や、既に実践している事もある事に気づかされました。

働き方の見直しをしなればと考えてはいるものの、なかなか実行できずにいる中で、改善に取り組むための事前準備、考え方を学べて参考になりました。

生産性向上の動きはしなければならぬ事は知っていたが、なかなか負担が大きいと見え踏み出せていないが、他法人の実例等を見て少しだけ、前向きになれました。

本来の目的、利用者さんへのケアの時間を作るためのものであること、ケアの質の向上であることを改めて確認できました。

生産性向上の取組をすると、今よりさらに魅力的な職場になるかもしれません。  
ぜひお申込みをご検討ください！



### ○問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様に応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー担当) 高橋・南

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

メール:[genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp](mailto:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp)

【詳細はこちら】[https://kaisapo-tokyo.jp/seminar/seminer\\_seisan/](https://kaisapo-tokyo.jp/seminar/seminer_seisan/)



生産性向上セミナー

ホームページ



## ○ 令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



🔍 東京都訪問看護推進総合事業

### <R8年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月17日(金) ※ステーションにおいては、管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R8年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金) 3回目 1月29日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月26日(金) 締切は終了していますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内21か所実施 ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や交流会 ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接お申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 6月3日(水)に受付終了しています。 (2)その他のコース 別途ご案内します。
	訪問看護ステーション協働育成支援事業	締切は終了していますが、事業計画の応募を受け付ける場合がありますので、お問合せください。
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください!

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

## ○東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第1回)

お知らせ

日頃から高齢者と接する機会の多い病院勤務以外の医療従事者を対象とした認知症に関する研修会を開催します。

地域の中で認知症の疑いのある人に早期に気づき、認知症のある人や家族を支えるために必要な基本知識やケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について研修を実施いたします。

認知症に関する基本的知識や認知症ケアに関すること等について学びたい医療従事者の皆様につきましては、ぜひ御受講を御検討ください。

### 【対象】

東京都内の診療所、訪問看護ステーション、介護事業所、地域包括支援センターや行政等に勤務する看護師等の医療従事者

【開催日時】令和8年8月23日(日)12時30分～16時00分

### 【研修内容】

#### 1 東京都における認知症施策

講師 福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長

#### 2 認知症の基本的知識

講師 小川 勝 氏

(医療法人社団実勝会 理事長・小川クリニック 院長)

#### 3 認知症ケアの基本と支援の実際

講師 中島 朋子 氏

(全国訪問看護事業協会 常務理事・東久留米白十字訪問看護ステーション 相談役)

質疑応答・意見交換

【開催方法】オンライン開催

【申込期間】令和8年7月3日(金)～8月7日(金)

【定員】400名

【費用】無料(WEBによる研修視聴時のデータ通信料は本人負担となります。)

### 【申し込み方法】

公益社団法人東京都看護協会ホームページのトップより、「看護職の皆様へ」→「東京都受託事業」→「東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修」の順にお進みいただき内容をご確認ください。

<東京都看護協会HPの東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修ページURL>

<https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/dementia/>

※令和8年度より、研修申込システムは「EzSeminar(イージーセミナー)」へ変更となりました。

研修にお申込みの際は、会員・非会員を問わず、EzSeminarの「マイページ登録」をお願いします。

### 【研修に関する問合せ先】

公益社団法人東京都看護協会 事業部

TEL 03-6300-5398 e-mail [jigyos6@tna.or.jp](mailto:jigyos6@tna.or.jp)

## ○ 「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内

東京都では、日本版BPSDケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、第3期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。※8月10日(月)東京都 HP 掲載予定。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/>

【認知症チームケア推進加算について】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/shinkasan/>

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について>※第3期

【形 式】eラーニング研修(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】令和8年8月31日(月)～令和8年9月25日(金)

【募集期間】令和8年8月10日(月)～令和8年8月24日(月)(予定)

【対 象】下記の2条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 令和8年3月31日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること(都外を含む)。

※ケアプログラムを利用している都内区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている都内区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/kushityouson/>

- ② アドミニストレーター養成研修終了後、フォローアップ研修に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

<令和8年度 第3期フォローアップ研修日程>

1日目:10月1日(木)

2日目:12月10日(木)

※研修時間:午前10～12時、午後2～4時

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【8月24日(月曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))>※再掲

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

【お問い合わせ先】※本事業は株式会社日本能率協会総合研究所に委託して実施いたします。

日本能率協会総合研究所 福祉・医療政策研究部

電話番号:0120-506-713(受付時間:10:00~17:00(平日のみ))

メールアドレス:[JBPSD@jmar.co.jp](mailto:JBPSD@jmar.co.jp)


# ◆受けてみませんか？《福祉サービス第三者評価》◆

お知らせ

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者である認証評価機関が、専門的かつ客観的に、福祉サービス事業者が提供するサービスの質を評価する制度です。

外部の第三者が実施するので、利用者や職員の忌憚のない声を把握でき、受審事業所の実に 85%が有用性を実感されています。

## ↓ 第三者評価を受けるメリット



- 1 内部の法令遵守意識が高められます！
- 2 経営層が職員の意識を認識できます！
- 3 利用者に対するPRになります！
- 4 人材確保に向けたPRになります！

より良いサービスの提供を目指している事業者の皆様、「福祉サービス第三者評価」を受けてみませんか？この夏に評価機関を選び、契約いただくと、余裕を持ったスケジュールで年度内の受審が可能です。

制度の詳細は、こちらのサイトをご覧ください。

【福ナビ:東京都福祉サービス第三者評価】

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

タレントの横澤夏子さんが出演するPR動画も配信しています。ぜひご覧ください。

<https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/cwz4zfjlew0.html>



福ナビから、各種パンフレットもダウンロードしていただけます。



福祉サービス事業者の皆さまへ

4,000所が活用している  
福祉サービス  
第三者評価  
のご紹介

都民が事業所選びの参考に活用しています！

福祉サービス第三者評価の活用状況	福祉サービス事業者の認知状況	福祉サービス事業者の活用状況
93.2%	97.8%	83.1%



高齢者サービス  
たくさんあって  
わからない!

高齢者サービス  
東京都の「福祉サービス第三者評価」を  
使ってみませんか？

**【問合せ先】**

- ・東京都福祉サービス評価推進機構  
（公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部評価支援室）  
電話:03-3344-8515
- ・東京都福祉局指導監査部評価推進担当  
電話:03-5320-4035

## ○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

### ■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者をはじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「東京くらしWEB」(下記)を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度  
(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2026年4月1日から2027年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の1か月前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[高齢者見守り人材向け出前講座](#) | [東京くらしWEB](#)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL: 03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 協働連携事業担当

TEL: 03-3235-4167

■ 高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い  
消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている行政機関です。相談は無料、秘密は厳守されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

(消費者ホットライン)局番なしの188におかけいただくと、お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京暮らしWEB

●[東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

<トップ⇒暮らしに役立つリンク集 ⇒ 消費生活相談窓口>

(23区) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

(市・町) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

また、東京都消費生活総合センターでは「[高齢者を見守り](#)」のページで各自治体の取組や連携の事例などを紹介しています。ぜひご活用ください。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京暮らしWEB

●[高齢者見守り](#) | [東京暮らしWEB](#)

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331